

全国一斉



京都弁護士会
KYOTO BAR ASSOCIATION

解雇・失業・生活相談ホットライン

休業手当が
支払われない

生活が
苦しい…

新型コロナウイルスを理由に解雇されてしまった

次の契約更新がない…



雇止めに遭っている

相談料
無料

2020年11月12日(木)
10:00~22:00

弁護士
が対応

こんなお困りごとはありませんか？

- 新型コロナウイルスを理由に解雇や雇止めに遭っている。
- 生活に困窮している。
- 不当に給料を減らされた。
- しつこく退職を迫られている。
- 会社から休業手当が支払われない。
- 次は更新しないという契約書にサインすれば、今回だけ更新すると言われた。

※ 新型コロナウイルスに関連していなくても相談可能です。

0 1 2 0 - 6 1 0 - 2 2 5

※上記は特設番号です。開催日時以外は御利用いただけませんので御注意ください。
※通話料は無料です。PHSや050IP電話からは御利用いただけません。

主催：日本弁護士連合会・各弁護士会

※各弁護士会により実施状況が異なります。詳細は実施案内を御確認の上、各弁護士会にお問い合わせください。実施案内は日弁連ホームページで御確認いただけます。また、当日は回線状況等によりつながりにくい場合もありますのであらかじめ御了承ください。